



中小企業における技術契約セミナー ～知的財産戦略に取り組む企業に契約は必須です～

～セミナーの会場から⑥～

特許などの知的財産は、共同開発やライセンスなどにより有効活用されるケースも多くあります。その際自社の知的財産をガードするには、契約書の内容をきちんと見て理解することが重要です。今回は知的財産を対象とする契約に関するセミナーをご紹介します。

1. 契約書に主張を反映させよう

知的財産を対象とする契約は「技術契約」と呼ばれ、実施権許諾（ライセンス）契約をはじめ、秘密保持契約、共同研究開発契約、共同出願契約、権利譲渡契約など実に多くの種類があります。（下図参照）

技術契約は契約自由の原則により、当事者間の合意があれば基本的にどんな内容でも取り交わすことができます。

もちろん、何でも自由という訳ではなく、法令・公共の福祉・信義誠実の原則に反しない、また、権利を濫用しないなど一定の制限はありますが、自社の知的財産を最大限に活用するには、主張すべき内容をきちんと反映した契約を締結することが重要です。

2. 法的規制に細心の注意を払おう

技術契約を取り交わすにあたり、特に独占禁止法（同ガイドライン）、不正競争防止法、下請法（同ガイドライン）、及び外為法に留意する必要があります。

特許法、意匠法などの法律は、知的財産権を保護し、独占的活用を認めているのに対し、独占禁止法は技術開発競争を促進し、公正かつ自由な経済活動を保障する目的があります。

そのため、共同開発、技術移転、ライセンス等に関する契約を行う場合、法律ごとに異なる目的にきちんと適合するよう調整を行う必要があります。

万が一、契約が法律に違反した場合、契約の一部又は全部が無効となるだけでなく、業務停止などの行政処分を受けることもあります。

3. 契約履行を確保しよう

自社の主張をしっかりと盛り込み、適法な内容の契約書を取り交わしても、相手方に契約を履行する誠意と能力がなければ画に描いた餅となり、契約不履行のリスク全てが自社に降りかかってきます。

相手方が契約を履行してくれない場合は履行の強制、損害賠償請求、解約といった手段もありますが、そうならないよう契約書に損害賠償額の予定、保証、及び担保に関する規定を盛り込み、履行の確保を図ることも効果的です。

技術契約の締結に当たっては、自社の技術・ノウハウが意図せずに流出するおそれがないか、中長期的に自社の立場を弱めるおそれがないかなど、戦略的・総合的に契約書を点検する「目利きの力」が求められます。技術契約の作成に不安を感じたときは、ぜひ東京都知的財産総合センターの専門アドバイザーへご相談ください。

（知的財産アドバイザー：福永 伸朋）



知財セミナーの開催情報とお申込みは知財センターホームページをご覧ください。
中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談も承っております（無料・予約制）

TEL 03-3832-3656 公社トップページ → 知的財産